

ドイツにおける法フォーラム財団の設立 —法治国家に関する新しいタイプのミュージアムの構想—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
憲法課 山岡 規雄

目 次

はじめに

I ドイツにおける法治国家の位置付け

- 1 法治国家とは
- 2 法治国家概念の誕生と「形式的法治国家」
- 3 ワイマール共和国、ナチス体制下及び東ドイツにおける法治国家
- 4 ドイツ基本法における法治国家—「実質的法治国家」の具体化—
- 5 ドイツの現況

II 「法フォーラム法」の制定

- 1 法フォーラム設立を求める活動
- 2 動議の提出
- 3 法律案提出から公布まで

III 「法フォーラム法」の概要

- 1 全体の構成
- 2 財団の目的・財政等（第1条～第5条）
- 3 財団の組織（第6条～第10条）
- 4 その他の規定（第11条以下）

おわりに

翻訳：「法フォーラム財団」を設立する法律（法フォーラム法）

キーワード：ドイツ、法治国家、博物館、法教育

要 旨

法治国家の価値を広く伝える新しいタイプのミュージアムとして、「法フォーラム (Forum Recht)」が、カールスルーエ (連邦憲法裁判所等の所在地) に設置され、東部ドイツ地域にもその支部がライプツィヒ (連邦行政裁判所の所在地) に設置される予定である。このミュージアムを運営する「法フォーラム財団 (Stiftung Forum Recht)」の設立に関する「法フォーラム法」は、2019年5月16日に公布され、翌17日に施行された。

はじめに

2018年10月16日、連立与党のキリスト教民主・社会同盟 (CDU/CSU) 及び社会民主党 (SPD) 並びに野党の自由民主党 (FDP) 及び同盟 90／緑の党 (Bündnis 90/Die Grünen) の会派は、法治国家をテーマとする「コミュニケーション・インフォメーション・ドキュメンテーションセンター」として活動する「法フォーラム」の設立を内容とする動議 (Antrag)⁽¹⁾ を、連邦議会に共同で提出した。この動議では、その理由として、法治国家 (Rechtsstaat) は、長い年月をかけて、特にナチスの独裁の終結後、多くのドイツ国民にとって自明のものとなったものの、あまりにも自明なものとなった結果、その意義を意識しないようになり、法の定立や執行に従事する職業集団を敵視する傾向すら見られるようになった点が挙げられている。ポピュリスト的な政治的潮流の影響が増している現今の状況下において⁽²⁾、法治国家を社会生活の中心に位置付け、議論を喚起することが重要であるとの認識から、新しいタイプのミュージアムである「法フォーラム」を設立する必要性を指摘した。これを受け、「法フォーラム」を運営する「法フォーラム財団」を設立するための法律案⁽³⁾ が、2019年3月12日に、連邦議会に提出された。「法フォーラム」について計画されている展示や行事の実施は、典型的な行政活動ではないため、行政機関としてではなく、公法上の独立した財団法人として、「法フォーラム財団」を設立することとされた。同法律案は、3月22日に連邦議会で可決され、「法フォーラム財団」を設

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年4月26日である。

(1) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 19/5047 (Antrag der Fraktionen CDU/CSU, SPD, FDP und BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN) <<http://dip21.bundestag.de/dip21/btd/19/050/1905047.pdf>>

(2) 動議は、「ポピュリスト的な政治的潮流」の具体的な事例について説明していないが、ドイツにおけるポピュリズムの台頭の例として、反移民・反EUを掲げる政党「ドイツのための選択肢 (Alternative für Deutschland: AfD)」の躍進を挙げる文献が多く見られる。例えば、野田昌吾「第4章「ドイツのための選択肢 (AfD)」の台頭」水島治郎編『ポピュリズムという挑戦—岐路に立つ現代デモクラシー—』岩波書店, 2020, pp.86-110. 名嶋義直・神田靖子編『右翼ポピュリズムに抗する市民性教育—ドイツの政治教育に学ぶ—』明石書店, 2020 は、こうした状況下におけるドイツの政治教育の現状を取り扱っており (特に第2部)、本稿との関係で興味深い。同書では、ドイツの政治教育の中核的組織である連邦政治教育センター (Bundeszentrale für politische Bildung) の取組が紹介されており、その活動の重要性が指摘されている一方、課題にも触れられている (例えば、pp.261-262)。本稿の執筆に当たって参照した資料には、法フォーラムとこうした既存の施設との関係を論じたものは見当たらなかったが、後述する法フォーラム財団の財団諮問委員会の委員に連邦政治教育センターの代表も名を連ねている点から見て、連携協力関係にあるのではないかと考えられる。

(3) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 19/8263 (Gesetzentwurf der Fraktionen CDU/CSU, SPD, FDP und BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN) S.8. <<http://dipbt.bundestag.de/dip21/btd/19/082/1908263.pdf>>

立する法律（法フォーラム法）」⁽⁴⁾として5月16日に公布され、翌17日に施行された。

本稿では、第Ⅰ章でドイツにおける法治国家の位置付けについて、第Ⅱ章で法フォーラム法の制定経緯について、第Ⅲ章で法フォーラム法の内容について概説する。あわせて、法フォーラム法を翻訳する。

I ドイツにおける法治国家の位置付け

1 法治国家とは

近代立憲主義は、権力を法で拘束することによって、国民の権利・自由を擁護することを目的とする「法の支配（rule of law）」の原理と密接に関連している。第二次世界大戦前のドイツの「法治国家」の概念は、「法の支配」に類似する概念であるが、次の2点において両者は著しく異なるとされる⁽⁵⁾。

第一に、「法の支配」は、市民階級が立法過程に参加することによって自らの防衛を図ることを建前とする原理であり、その点で民主主義と結合するものと考えられるのに対し、第二次世界大戦前のドイツの「法治国家」の概念は、専ら国家作用が行われる形式又は手続を示すものにすぎず、民主的な政治制度と結び付いていなかった。

第二に、「法の支配」にいう「法」は、内容が合理的でなければならないという実質的要件を含む概念であったのに対し、「法治国家」にいう「法」は、内容とは関係のない形式的な法律に過ぎなかった。

このように、法律に基づく行政という手続に着目し、法律の内容的正当性を問わない「法治国家」を「形式的法治国家」と呼んでいるが、ドイツは、第二次世界大戦後の体制の転換を経て、「形式的法治国家」から、法律の内容が正当であること、つまり、法律が憲法に適合することを要求する「実質的法治国家」へと移行した⁽⁶⁾。これにより、「法治国家」は、英米法にいう「法の支配」とほぼ同じ意味を持つようになったとされる⁽⁷⁾。以下、そうしたドイツにおける「法治国家」の歴史をごく簡単に素描することとする。

2 法治国家概念の誕生と「形式的法治国家」

ドイツにおける法治国家概念の誕生は、18世紀末とされる⁽⁸⁾。法治国家は、公共の福祉の増進という目的を掲げて国民生活に全面的に介入する警察国家に反対して、個人の自律を確保するために国家の活動目的を法秩序の維持に限定する思想として登場した⁽⁹⁾。ドイツの公法学にこの概念を導入し、広めたとされるロベルト・フォン・モール（Robert von Mohl）⁽¹⁰⁾の理解

(4) Gesetz zur Errichtung der „Stiftung Forum Recht“ (Forum-Recht-Gesetz - ForumRG) vom 13. Mai 2019 (BGBl. I S. 731) <http://www.gesetze-im-internet.de/forumrg/>

(5) 芦部信喜, 高橋和之補訂『憲法 第7版』岩波書店, 2019, pp.13-15.

(6) 杉原泰雄編集代表『体系憲法事典 新版』青林書院, 2008, p.113.

(7) 芦部, 高橋補訂 前掲注(5), p.15.

(8) 高田敏『法治国家観の展開—法治主義の普遍的近代化と現代化—』有斐閣, 2013, p.153.

(9) 大須賀明ほか編『三省堂憲法辞典』三省堂, 2001, p.436.

(10) モールの著作として, Robert von Mohl, *Das Staatsrecht des Königreiches Württemberg*, Bd. 1, 1829, S.8を参照。ただし, モール自身は他の既存の文献から見出した概念であると認めている。クラウス・シュテルン(赤坂正浩ほか編訳)『ドイツ憲法Ⅰ 総論・統治編』信山社出版, 2009, p.166(原書名: Klaus Stern, *Das Staatsrecht der Bundesrepublik Deutschland*, München: C.H. Beck, 1984.); Ulrich Scheuner, Begriff und Entwicklung des Rechtsstaats, Hans Dombois und Erwin Wilkens, Hrsg., *Macht und Recht: Beiträge zur lutherischen Staatslehre der Gegenwart*, Berlin:

によれば、法治国家の本質は、「国民にも不可侵の権利が帰属しているという点」に存するとされた⁽¹¹⁾。

しかし、強力な警察国家から個人を解放しようとする自由主義的な思想は、「神聖同盟」⁽¹²⁾下のキリスト教的で保守的な国家哲学の反対運動に遭い⁽¹³⁾、公法学においても、フリードリヒ・ユリウス・シュタール（Friedrich Julius Stahl）やルドルフ・フォン・グナイスト（Rudolf von Gneist）などの所説を通じて、国民の自由の保障といった法治国家の目的よりも国家活動の合法性という形式面に着目する「形式的法治国家」理論が19世紀後半のドイツにおいて支配的なものとなった⁽¹⁴⁾。こうした動きは、国家が福祉目的のために活動をせざるを得なくなった現実に対応し、国家権力をその活動目的でなく、その活動形式によって制限することに重点を置くようになり、法律によって行政を拘束することに関心を集中するようになった結果の反映とも説明されている⁽¹⁵⁾。シュタールによれば、法治国家とは、「そもそも国家の目的及び内容を意味するものではなく、これらを実現する態様及び性格のみを意味する」⁽¹⁶⁾とされた⁽¹⁷⁾。

3 ワイマール共和国、ナチス体制下及び東ドイツにおける法治国家

1918年のドイツ革命により、ドイツの帝政は崩壊し、翌年2月のワイマール憲法の制定により、共和制に移行したが、憲法の根本的変化にもかかわらず形式的法治国家の理論が採用されたとされる⁽¹⁸⁾。ワイマール憲法では、行政の合法性、権力分立、裁判所の独立等が規定されていたが⁽¹⁹⁾、裁判所の違憲審査権に関する明確な規定はなく、裁判所もその行使を自制した⁽²⁰⁾。

1933年に確立したナチス体制は、極めて形式的な意味での法治国家であれば、すなわち、どのような不法な内容の法律であっても、法律という形式さえとっていけばよいとするならば、独裁体制下でも法治国家が成り立ち得ることを証明したと言われる⁽²¹⁾。法律は、権力者の思

Lutherisches Verlaghaus, 1956, S.82-83. 次の文献によれば、法学者でもあり、ドイツの最初の議会であるフランクフルト国民議会の議員でもあったカール・テオドル・ヴェルカー（Carl Theodor Welcker）が1813年に刊行した著作に「法治国家」という概念の使用例があるという。Ernst-Wolfgang Böckenförde, *Staat, Gesellschaft, Freiheit: Studien zur Staatstheorie und zum Verfassungsrecht*, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1976, S.66.

(11) 高田 前掲注(8)

(12) ウィーン会議中の1815年9月26日にロシア皇帝の主導の下、オーストリア皇帝、プロイセン王が自由主義、ナショナリズム運動抑圧のため結んだ同盟。西川正雄ほか編『角川世界史辞典』角川書店, 2001, p.473.

(13) Christian-Friedrich Menger, „Der Begriff des sozialen Rechtsstaates in Bonner Grundgesetz,“ Ernst Forsthoff, Hrsg., *Rechtsstaatlichkeit und Sozialstaatlichkeit: Aufsätze und Essays*, Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft, 1968, S.52.

(14) 高田 前掲注(8), pp.153-154.

(15) 大須賀ほか編 前掲注(9), p.436.

(16) Böckenförde, *op.cit.*(10), S.71.

(17) もっとも、シュタールは、本文で引用した文章の直前で、国民の自由の領域など国家活動の限界を画する必要性を主張しており、単に国家活動が法律に基づいているだけで充分であると考えていたわけではない。高田敏「ドイツにおける法治国概念形成の論理—法治国概念と警察国概念の形成（二）—」『阪大法学』141・142号, 1987.3, p.39は、シュタールにおける目的と手段の不可分性を指摘している。

(18) 高田 前掲注(8), p.155.

(19) Michael Kloepper, *Verfassungsrecht I: Grundlagen, Staatsorganisationsrecht, Bezüge zum Völker- und Europarecht*, München: C.H. Beck'sche Verlagsbuchhandlung, 2011, S.297.

(20) ライナー・ヴァール（小山剛監訳）『憲法の優位』（慶応義塾大学法学研究会叢書 84）慶応義塾大学法学研究会, 2012, pp.172-179.

(21) Kloepper, *op.cit.*(19). なお、ナチス体制は、形式的法治国家原理すら採用してないという評価もある。村上淳一ほか『ドイツ法入門 改訂第9版』（外国法入門双書）有斐閣, 2018, p.47. ただし、ナチス体制を擁護した法学者たちの自己理解によれば、ナチス体制は「実質的法治国家」とであるとされていたという。岡田正則「ナチス法治国家と社会的法治国家（一）—戦後西ドイツ公法学への「連続性」問題の一考察—」『早稲田大学大学院法研論集』

想を貫徹するための道具として利用され、ワイマール憲法も、いわゆる「授權法」（憲法改正法律という形式をとっていた。）によって葬り去られてしまった⁽²²⁾。

ナチス体制が崩壊し、第二次世界大戦後に成立したドイツ民主共和国（東ドイツ）も、「社会主義的合法性（sozialistische Gesetzlichkeit）」⁽²³⁾を掲げていたが、法は、政治的なもの（支配政党であったドイツ社会主義統一党の意思）の留保の下に置かれ、恣意的に解釈され、適用を停止されるなど、実質的な法治国家とは言えなかった⁽²⁴⁾。

4 ドイツ基本法における法治国家—「実質的法治国家」の具体化—

1949年、ドイツ連邦共和国（西ドイツ）において制定され、東西ドイツ統一後も統一国家の憲法として適用されることになったドイツ連邦共和国基本法（以下「基本法」という。）では、ワイマール憲法下の形式的法治国家思想への反省から、様々な点で実質的法治国家思想が具体化された。例えば、基本法第20条第1項では、「ドイツ連邦共和国は、民主的で社会的な連邦国家である。」と民主主義国家であることが明示され、第1条第1項に規定する人間の尊厳が基本法全体の価値秩序の核心とされるなど、法治国家の目的が明示された。また、第1条第3項では、第2条以下に規定される基本権が「立法、執行権及び裁判を拘束する」と規定され、基本権が法律の上位に立ち、議会の多数派によっても変更され得ないことが確立した。こうした法律に上位する基本権の保障のために、憲法裁判所による違憲審査の制度が規定された（第93条）⁽²⁵⁾。

5 ドイツの現況

このようにして、基本法において確立された実質的な法治国家の原則は、「はじめに」で述べたように、その後の70年の経過の中で自明のものとなったとされるが、近年、その危機が意識されるようになってきた。

「法フォーラム」設立のための運動の発起人の一人であるスザンネ・ベアー（Susanne Baer）連邦憲法裁判所裁判官は、『南ドイツ新聞』でのインタビューにおいて、現在、欧州において法治国家は、あらゆる国で良い状態ではなく、共産主義体制崩壊後に強力な憲法裁判所を設置し、優れた民主主義的な文化を築いてきたハンガリーやポーランド⁽²⁶⁾では、こうした民主主

41号, 1987.5, p.117. こうした法学者の一人であるオットー・ケルロイター（Otto Koellreutter）は、「国民的法治国家（nationaler Rechtsstaat）」という概念を提唱した。Otto Koellreutter, *Grundriß der allgemeinen Staatslehre*, Tübingen: J.C.B. Mohr, 1933, S.108-109.

(22) 高田 前掲注(8), p.156.

(23) 「社会主義的合法性」については、例えば、山田晟「東ドイツの司法制度について」『法学協会雑誌』77巻4号, 1961.2, pp.387-388を参照。

(24) Klopfer, *op.cit.*(19), S.297-298; Horst Sendler, „Über Rechtsstaat, Unrechtsstaat und anderes: das Editorial der Herausgeber im Meinungsstreit,“ *Neue Justiz*, 45(9), 1991, S.380.

(25) 塩津徹「社会的法治国論の変遷と今後の課題」『創価大学比較文化研究』14号, 1996, pp.36-37; C.F. メンガー（石川敏行ほか訳）『ドイツ憲法思想史』世界思想社, 1988, pp.289-290（原書名：Christian-Friedrich Menger, *Deutsche Verfassungsgeschichte der Neuzeit: eine Einführung in die Grundlagen*, 5. durchgesehene Aufl., Heidelberg: C.F. Müller, 1986.）も参照。

(26) ハンガリーにおける憲法裁判所をめぐる動向については、例えば、山岡規雄『各国憲法集（10）ハンガリー憲法』（調査資料2015-1-b 基本情報シリーズ21）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2016, pp.26-30. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9906764_po_201501b.pdf?contentNo=1> を、ポーランドの状況については、小

義的な文化を支えてきた制度が崩壊しつつあり、ドイツにおいても「国民の本当の意思」、「本当の多数派」といった言葉が語られ、「純粋な」多数派の支配を権力分立に基づく民主的な政治に對置しようとするポピュリズムの運動が見られると述べている⁽²⁷⁾。

このインタビューにおいて、ベア裁判官は、法治国家を改善する責務は、第一に司法や政治家にあるとしつつも、民主主義社会においては、他人任せではなく、全ての人が立憲主義国家の構成要素が何であるかを理解している必要があると指摘し、国民自らが考える場としての「法フォーラム」の意義を説いている。

Ⅱ 「法フォーラム法」の制定

1 法フォーラム設立を求める活動

こうした問題意識を共有する法曹界、経済界、メディアの関係者や市民、政治家の間から、2015年に「法フォーラム」設立のための運動が始まった⁽²⁸⁾。この運動は、2018年12月の法フォーラム支援協会（Förderverein FORUM RECHT e. V.）⁽²⁹⁾の発足につながった。

2017年には、法フォーラム設立に関する実現可能性調査（Machbarkeitsstudie）のために連邦が20万ユーロ⁽³⁰⁾の資金を提供し、同年12月に、法フォーラム設立運動の発起人の1人でもあるベッティナ・リンペルク（Bettina Limperg）連邦通常裁判所長官がその調査結果⁽³¹⁾について記者会見を行った⁽³²⁾。

その調査報告によれば、法フォーラムは、①フォーラム、②展示室、③仮想空間から成るとされる。フォーラムとは、人々が自らの問題やビジョンを公開討議や模擬裁判等を通して提示する討論の空間であるとされる。仮想空間とは、単なる従来の「フラットな（flach）」ウェブフォーマットではなく、訪問者が法と法治国家に関する情報を探索し、他の参加者と遭遇し、討論を行う仮想のコミュニケーション空間であるとされる⁽³³⁾。これらの3つの要素が混じり合っているところが、従来のミュージアムのモデルとは異なるという⁽³⁴⁾。

森田秋夫「ポーランドにおける「法の支配」の危機と欧州連合」日本EU学会編『ポピュリズムとリージョナル・アクターとしてのEU』（日本EU学会年報39号）有斐閣、2019、pp.44-75を参照。

(27) „Wenn der „wahre Wille des Volkes“ herrscht,“ 2017.5.29. Süddeutsche Zeitung website <<https://www.sueddeutsche.de/politik/karlsruhe-wenn-der-wahre-wille-des-volkes-herrscht-1.3526052>>

(28) „Ihre Stimme für den Rechtsstaat: Mitglied werden im Förderverein FORUM RECHT e.V.“ Forum Recht Karlsruhe website <<https://www.forum-recht-karlsruhe.de/wp-content/uploads/2019/05/FlyerFoerderverein-Forum-Recht-eV.pdf>> なお、ウルリッヒ・アイデンミュラー（Ullrich Eidenmüller）元カールスルーエ市長は、カールスルーエ市が2004年の欧州文化都市（欧州連合の文化事業で、開催都市では1年を通して多様な文化芸術プログラムが展開される。）に立候補した当時から、法フォーラムのような施設を建設するアイデアを持っていたとされる。„Ein Haus im Dienst des Rechtsstaats,“ 2019.1.7. Stuttgarter Zeitung website <<https://www.stuttgarter-zeitung.de/inhalt.karlsruhe-waret-auf-neue-einrichtung-ausstellungshaus-im-dienst-des-rechtsstaats.a55def95-39bb-4f92-b82a-b8782500ec04.html>> アイデンミュラー氏は、法フォーラム支援協会の代表でもある。

(29) „Förderverein,“ Forum Recht Karlsruhe website <<https://www.forum-recht-karlsruhe.de/foerderverein/>>

(30) 1ユーロは、約129.7円（令和3年5月分報告省令レート）。

(31) „Dokumente und Infos zum Herunterladen.“ Forum Recht Karlsruhe website <<https://www.forum-recht-karlsruhe.de/downloads/>>

(32) „Forum Recht: Recht und Gerechtigkeit im Zentrum,“ 2017.12.8. Karlsruhe Stadtzeitung website <http://presse.karlsruhe.de/db/stadtzeitung/jahr2017/woche49/forum_recht_recht_und_gerechtigkeit_im_zentrum.html>

(33) Karlsruhe Forum Recht: Machbarkeitsstudie: Kurzfassung, 2017.8, S.5-6. <<https://www.forum-recht-karlsruhe.de/downloads/>>

(34) Wir müssen reden über den Rechtsstaat und das Recht: Konzept und Machbarkeitsstudie für das Forum Recht in Karlsruhe, 2017.10, S.7. <<https://www.forum-recht-karlsruhe.de/downloads/>>

2018年3月には、キリスト教民主・社会同盟と社会民主党の間で結ばれた連立協定に、「カールスルーエに本部を有する連邦の永続的な施設としての「法フォーラム」」の設立を支持する旨の記述が加えられた（5595行目）⁽³⁵⁾。

2 動議の提出

2018年10月16日にキリスト教民主・社会同盟、社会民主党、自由民主党及び同盟90／緑の党が連邦議会に提出した前述の動議⁽³⁶⁾は、次のことを求めている。

- ①連邦議会は、カールスルーエを本部とする「法フォーラム」を設立することに賛意を表明すること。東ドイツ地域（例えばライプツィヒ）に支部を設置すること。「法フォーラム」は、法、法治国家及び法の歴史を体得させ、ドイツの自由民主主義的社会にとって法治国家が重要であることを示す、コミュニケーション（情報・意見の伝達・交換）、インフォメーション（情報提供）、ドキュメンテーション（文書記録）のためのフォーラムとすること。
- ②連邦議会は、市民社会の様々なアクターの提案及び連邦司法・消費者保護省の資金によって行われた実現可能性調査を考慮に入れ、実現のための構想を連邦議会に提出する任務を連邦政府に委託し、この構想について公聴会で議論すること。
- ③この目的のために、連邦議会は、適切な法的形態について検討し、経常的な財政措置を確保すること。
- ④「法フォーラム」の建築及び設立段階の期間中、連邦司法・消費者保護省が、連邦議会の法務・消費者保護委員会及び予算委員会に対し、年1回、定期的に進捗状況について報告するように義務付けること。

動議に対する採決の結果、提出会派のほか左派党（Die Linke）が賛成した。反対会派はドイツのための選択肢（Alternative für Deutschland: AfD）のみであった。なお、同一文言の動議⁽³⁷⁾が左派党からも提出されたが、この動議については、左派党、同盟90／緑の党及び自由民主党が賛成したものの、キリスト教民主・社会同盟及びドイツのための選択肢が反対し、社会民主党が棄権したため、否決された。

3 法律案提出から公布まで

2019年3月12日に、与党等の共同提出による前述の動議の提出会派から、連邦議会に法律案⁽³⁸⁾が提出された⁽³⁹⁾。全15か条の法律案は、法務・消費者保護委員会に付託され、修正なしで採択すべきという委員会審査報告書⁽⁴⁰⁾が同年3月20日に提出された。同月22日の連邦

(35) „Ein neuer Aufbruch für Europa: Eine neue Dynamik für Deutschland: Ein neuer Zusammenhalt für unser Land.“ Die Bundesregierung website <<https://www.bundesregierung.de/resource/blob/975226/847984/5b8bc23590d4cb2892b31c987ad672b7/2018-03-14-koalitionsvertrag-data.pdf?download=1>>

(36) Deutscher Bundestag, *op.cit.*(1)

(37) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 19/5050 (Antrag der Fraktionen DIE LINKE) <<http://dipbt.bundestag.de/dip21/btd/19/050/1905050.pdf>>

(38) Deutscher Bundestag, *op.cit.*(3)

(39) 制定経緯は、次を参照。Deutscher Bundestag, *Basisinformationen über den Vorgang*. [ID: 19-244831] <<http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2448/244831.html>>

(40) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 19/8607 (Beschlussempfehlung und Bericht des Ausschusses für Recht und Verbraucherschutz (6. Ausschuss)) <<http://dipbt.bundestag.de/dip21/btd/19/086/1908607.pdf>>

議会における採決では、ドイツのための選択肢を除く会派の賛成により同法律案が可決された。ドイツのための選択肢は、法フォーラムのプロジェクトは法律案の提出会派の側による「法治国家への攻撃⁽⁴¹⁾をイデオロギー的に覆い隠す」だけの「税金の無駄遣い」であると主張した。その後、連邦参議院は4月12日にこの法律案に対して異議を申し立てないことを決定した⁽⁴²⁾。同年5月13日に連邦大統領の認証を経て、「法フォーラム財団」を設立する法律（法フォーラム法）⁽⁴³⁾は、同月16日に公布、翌17日に施行された。

Ⅲ 「法フォーラム法」の概要

1 全体の構成

法フォーラム法は、全15か条から成る。第1条から第5条までは、財団の法的形態、目的、財政や定款など、財団の基本的な事項について規定している。第6条から第10条までは、財団の組織について規定している。第11条から第14条までは、財団に対する監督、報告書の公表、職員の雇用関係、入場料等について規定している。第15条は、法律の施行日に関する規定である。

個々の条の見出しを一覧にすると、表1のとおりである。

表1 法フォーラム法の構成

条名	見出し（ドイツ語）	見出し（日本語訳）
第1条	Name, Sitz und Rechtsform der Stiftung; Siegel; Standort	財団の名称、所在地及び法的形態、印章並びに支部
第2条	Stiftungszweck	財団の目的
第3条	Unterstützung durch Einrichtungen des Bundes	連邦機関による支援
第4条	Stiftungsvermögen; Errichtungsort	財団の財産、設立地
第5条	Satzung	定款
第6条	Organe der Stiftung	財団の機関
第7条	Kuratorium	評議員会
第8条	Direktorium	執行部
第9条	Stiftungsbeirat	財団諮問委員会
第10条	Ehrenamtliche Tätigkeit	名誉職の活動
第11条	Aufsicht; Haushalt; Rechnungsprüfung	監督、財務、会計検査

(41) 反対討論を行ったトーマス・ザイツ（Thomas Seitz）議員は、ジェンダー主流化（Gender-Mainstreaming）・移民優遇で平等原則が損なわれ、国際的な義務によって権力分立・国民主権が脅かされ、墮胎によって生命に対する権利が否定されているといった事例を挙げている。Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll*, 19/90, S.10754-10756. <<http://dipbt.bundestag.de/dip21/btp/19/19090.pdf>>

(42) ドイツの法律には、連邦参議院の同意を必要とする法律（同意法律）と必要としない法律（異議法律）とがあり、この法律案は、後者の法律であった。異議法律について、連邦参議院は異議を申し立てる権限を有する。連邦参議院の異議に対し、連邦議会は、過半数又は3分の2以上の多数（連邦参議院における異議申立てが、過半数又は3分の2以上の賛成で議決されたかによって必要とされる多数が異なる。）による再議決でこれを却下することができる（基本法第77条第4項）。

(43) 前掲注(4)

第 12 条	Berichterstattung	報告
第 13 条	Beschäftigte	職員
第 14 条	Freier Eintritt; Gebühren	無料の入場、料金
第 15 条	Inkrafttreten	施行

(出典) 筆者作成。

2 財団の目的・財政等（第 1 条～第 5 条）

(1) 財団の法的形態・所在地

法フォーラム財団は、連邦直属の公法上の財団法人 (bundesunmittelbare Stiftung des öffentlichen Rechts)⁽⁴⁴⁾ として設立され、その所在地は、連邦憲法裁判所 (Bundesverfassungsgericht) 及び民刑事裁判の最上級裁判所である連邦通常裁判所 (Bundesgerichtshof) の所在地でもあるカールスルーエとされる (第 1 条第 1 項)。当該財団は、ライプツィヒに支部を持つものとされる (同条第 3 項)。

法フォーラム支援協会等の当初の構想では、カールスルーエへの設置が目標とされ、他の地域への設置は特に考えられていなかったが、2018 年 10 月の動議は、東ドイツ地域に支部を設置することを求めた。1992 年 6 月 26 日の連邦議会の決議によって可決された長老評議会 (Ältestenrat)⁽⁴⁵⁾ の議決勧告⁽⁴⁶⁾ の付属文書 (Anlage) である「新しい州に特別に配慮した連邦官庁の調整された配分に関する独立連邦制委員会の提案」のうち「II 連邦機関の移設」の第 1 項では、「新たな連邦施設・機関は、原則として新しい州に設置すべき」ことが掲げられている。この連邦議会の決議は、法的拘束力を有するものではないが⁽⁴⁷⁾、こうした「新しい州」、すなわち、東側地域への配慮から、連邦行政裁判所の所在地であるライプツィヒに支部が置かれることとなったと見られている⁽⁴⁸⁾。

(2) 財団の目的

法フォーラム財団の目的は、「機能的で活力のある民主主義の基本的前提条件として、ドイツ連邦共和国における法及び法治国家に関する現在の問題を取り上げ」、「これらの問題を」「全ての社会集団にとって体験可能なものとする」とある (第 2 条第 1 項)。この目的を達成

(44) 連邦に直属している (Bundesunmittelbarkeit) とは、連邦によって設立され、その監督下にあることをいう。Michael Sachs, Hrsg., *Grundgesetz: Kommentar*, 8. Aufl., München: C.H. Beck, 2018, S.1737.

(45) 長老評議会は、議長、副議長及び会派勢力に比例して各会派が指名する議員計 23 名で構成され、これに政府代表として政府構成員 1 名が加わる委員会であり、議長の議事運営の補佐、連邦議会の年間活動計画や委員長ポストの配分に関する会派間の合意の形成等を行う。

(46) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 12/2853(neu). <<https://dip21.bundestag.de/dip21/btd/12/028/1202853.pdf>> 「新しい州に特別に配慮した連邦官庁の調整された配分に関する独立連邦制委員会 (Die Unabhängigen Föderalismuskommission für eine ausgeglichene Verteilung von Bundesbehörden unter besonderen Berücksichtigung der neuen Länder)」は、ドイツ統一を契機として、連邦機関の配置を見直すために、1991 年 6 月の連邦議会の決議に基づき設置された連邦議会及び連邦参議院の代表者等を構成員とする委員会であり、1992 年 5 月に連邦議会の長老評議会に提案 (Vorschläge) を提出した。Deutscher Bundestag Wissenschaftliche Dienst, *Sachstand: Empfehlungen der Unabhängigen Föderalismuskommission für eine ausgeglichene Verteilung von Bundesbehörden sowie Präsenz- und Residenzpflicht von Bundesbeamten*, 2019.5.9, S.3. <<https://www.bundestag.de/resource/blob/651538/2c0ea25f738ec9ab071e63f7d426ad09/WD-3-116-19-pdf-data.pdf>>

(47) Deutscher Bundestag Wissenschaftliche Dienst, *ibid.*, S.5.

(48) „Bund finanziert Projekt “Forum Recht”: ein zweiter Standort in Leipzig.“ 2018.10.17, Legal Tribune Online website <<https://www.lto.de/recht/hintergruende/h/forum-recht-bundestag-zweiter-standort-ostdeutschland/>>

する具体的な方法として、展示、行事及びインターネット等でのメディアサービスの実施、調査研究等が挙げられている（同条第2項）。

(3) 財団に対する支援体制、財団の財政

法フォーラム財団は、その目的の達成に当たって、連邦機関、特にドイツ連邦共和国歴史館（Haus der Geschichte der Bundesrepublik Deutschland）、ドイツ歴史博物館（Deutsches Historisches Museum）及び連邦公文書館（Bundesarchiv）⁽⁴⁹⁾の支援を受ける。学術的な知見に基づいた情報提供を行うためには、これらの機関の支援が必要であるからである⁽⁵⁰⁾。ドイツ連邦共和国歴史館は、第二次世界大戦終結後のドイツ現代史に関する展示を行っている博物館である⁽⁵¹⁾。ドイツ歴史博物館は、中世からの約1500年にわたるドイツの歴史に関する常設展示を行っている博物館である⁽⁵²⁾。

法フォーラム財団は、連邦から毎年、交付金を受ける（第4条第2項）。2021年度の連邦予算では、法フォーラム財団について250万ユーロが計上されている⁽⁵³⁾。財団は、寄附や州からの出捐（えん）を受けることができる（同条第3項）⁽⁵⁴⁾。

法フォーラム財団は、評議員会（後述）によって議決される定款を作成する（第5条）。

3 財団の組織（第6条～第10条）

(1) 財団の機関

法フォーラム財団は、評議員会（Kuratorium）、執行部（Direktorium）及び財団諮問委員会（Stiftungsbeirat）の3つの機関を有する（第6条）。

(2) 評議員会

評議員会は、連邦議会、連邦司法・消費者保護省、連邦内務・建設・国土省、カールスルーエ市、ライプツィヒ市、連邦憲法裁判所、連邦通常裁判所、連邦行政裁判所、連邦通常裁判所の連邦検察局⁽⁵⁵⁾、連邦弁護士会⁽⁵⁶⁾及び州の法務行政官庁⁽⁵⁷⁾から派遣される評議員（任期5年）。

(49) 連邦公文書館については、泉真樹子「ドイツ連邦公文書館における公文書の管理と利用—2017年連邦公文書館法制定—」『外国の立法』No.281, 2019.9, pp.23-58. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11345898_po_02810002.pdf?contentNo=1> を参照。

(50) Deutscher Bundestag, *op.cit.*(3), S.12.

(51) „Organisation.“ Stiftung Haus der Geschichte der Bundesrepublik Deutschland website <<https://www.hdg.de/haus-der-geschichte/organisation>>

(52) „Ausstellungen.“ Deutsches Historisches Museum website <<https://www.dhm.de/ausstellungen/unsere-ausstellungen/>>

(53) Gesetz über die Feststellung des Bundeshaushaltsplans für das Haushaltsjahr 2021 (Haushaltsgesetz 2021) Einzelplan 07, S.16. <https://www.bundeshaushalt.de/fileadmin/user_upload/BHH%202021%20gesamt.pdf>

(54) Deutscher Bundestag, *op.cit.*(3), S.10.

(55) ドイツでは、各裁判所に検察局（Staatsanwaltschaft）が設置されている（裁判所構成法（Gerichtsverfassungsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 9. Mai 1975 (BGBl. I S. 1077) <<https://www.gesetze-im-internet.de/gvg/>>）第141条）。

(56) 連邦弁護士法（Bundesrechtsanwaltsordnung (BRAO) in der im Bundesgesetzblatt Teil III, Gliederungsnummer 303-8, veröffentlichten bereinigten Fassung <<https://www.gesetze-im-internet.de/brao/>>）の第175条から第178条までの規定により設立され、27の地域の弁護士会（Rechtsanwaltskammer）及び連邦通常裁判所弁護士会（Rechtsanwaltskammer beim Bundesgerichtshof: BGH）で構成される。ドイツでは弁護士は地域の弁護士会（同法第60条～第62条）に属し、連邦通常裁判所に認可された弁護士は連邦通常裁判所弁護士会に属する（同法第174条）。„Organisation.“ BRAK website <<https://www.brak.de/die-brak/organisation/>>

(57) 2021年4月現在、バーデン・ヴュルテンベルク州司法省の代表が派遣されている。„Kuratorium.“ Stiftung Forum Recht website <<https://stiftung-forum-recht.de/stiftungsorgane/kuratorium/>>

再任可。)によって構成される(第7条第1項)。これらの機関が派遣する人数は、11名を派遣する連邦議会を除き各1名である。連邦議会が派遣する評議員は、連邦議会議員でなければならず、各会派の所属議員数に比例して派遣される⁽⁵⁸⁾(同条第2項)。このほか、財団諮問委員会委員長が評議員として加わる(同条第1項)。したがって、計22名の委員によって構成される。評議員会における男性及び女性の数は同数とされている(同項)⁽⁵⁹⁾。

評議員会は、執行部を構成する財団代表(Direktor/in)及び財団副代表を任命する(第7条第7項)ほか、定款、計画策定の基本方針、予算及び監査人の任命の決定など財団の全ての基本的な問題を決定する(同条第8項)。財団代表は、評議員会に出席しなければならないが、表決権は有しない(同条第10項)。評議員会は少なくとも年に1回開催される(同条第11項)。

評議員には給与が支払われない(第10条)。

(3) 執行部

執行部は、財団代表1名及び財団副代表1名により構成される(第8条第1項)。執行部は、男女均等な(geschlechterparitätisch)構成をとるものとされている⁽⁶⁰⁾。財団代表は、財団の業務を執行し、財団を代表する(同条第2項)。財団代表が、5万ユーロを超える組織設立、出資及び投資に関する決定など極めて重要な行為を行う場合には、評議員会議長の同意が必要とされる(同条第3項)。

(4) 財団諮問委員会

財団諮問委員会は、20名以上30名以下の委員により構成される(第9条第1項)。法フォーラム支援協会、ドイツ弁護士協会(Deutscher Anwaltverein)⁽⁶¹⁾、ドイツ裁判官連盟(Deutscher Richterbund e. V.)⁽⁶²⁾、新裁判官連合(Neue Richtervereinigung e. V.)⁽⁶³⁾及びドイツ女性法曹協会(Deutscher Juristinnenbund e. V.)⁽⁶⁴⁾は、各1名の委員を財団諮問委員会に派遣する(同条第2項)。

ドイツ弁護士協会は任意加盟の弁護士の団体であり、ドイツ裁判官連盟及び新裁判官連合は

(58) 2021年4月現在の割当ては、キリスト教民主・社会同盟:4名、社会民主党:3名、ドイツのための選択肢:1名、自由民主党:1名、左派党:1名、同盟90/緑の党:1名である。*ibid.*

(59) 評議員会における男女同数に関して、連邦政府の代表者及び連邦検事局については、連邦委員会構成法(Gesetz über die Mitwirkung des Bundes an der Besetzung von Gremien (Bundesgremienbesetzungsgesetz - BGremBG) vom 24. April 2015 (BGBl. I S. 642) <https://www.gesetze-im-internet.de/bgrembg_2015/index.html>)第4条「監督委員会の要件」(男女同数を規定)及び第5条「重要な委員会の要件」(女性と男性の均等な代表性創出努力義務を規定)を遵守しなければならない。Deutscher Bundestag, *op.cit.*(3), S.13.

(60) *ibid.*, S.14. 2021年現在、財団代表は女性(Henrike Claussen氏)、財団副代表は男性(Stephan N. Barthelmess氏)となっている。„Direktorium.“ Stiftung Forum Recht website <<https://stiftung-forum-recht.de/stiftungsorgane/direktorium/>>

(61) 国内外の250以上の地域の弁護士協会(Anwaltvereinen)に属する62,000人の弁護士が加盟している。„Anwalt der Anwälte: Interessenvertreter der deutschen Anwaltschaft.“ Deutscher Anwaltverein website <<https://anwaltverein.de/de/interessenvertretung/anwalt-der-anwaelte>> 任意加盟であるところが、連邦弁護士会(前掲注(56))と異なる。

(62) ドイツの裁判官及び検察官の25の職業団体(16の州連盟、連邦最高裁判所(連邦通常裁判所・連邦検察、連邦労働裁判所、連邦財政裁判所、連邦社会裁判所、連邦特許裁判所)の5連盟及び専門裁判所(労働、財政、社会、軍事裁判)の4連盟)を傘下に置く組織であり、17,000人以上が加盟している。„Organisation.“ Deutsche Richterbund website <<https://www.drj.de/drj/>>

(63) ドイツの裁判官及び検察官の団体で、行政府から独立した権力として司法権を再編し、強化することと、司法業務の内部民主化を目的に掲げる。„Startseite.“ Neue Richtervereinigung website <<https://www.neuerichter.de/startseite/ueber-uns.html>>

(64) Deutscher Juristinnenbund e. V. (djv) website <<https://www.djb.de/>>

ともに裁判官及び検察官の団体である。ドイツ女性法曹協会は、1948年に設立された女性の法律家、経済学者、経営者の連盟で、法における男女平等を求める活動を行っている。

その他の委員は、評議員会が選出する（同条第3項）。これらの委員は、特に、市民社会運動のグループ、法学、歴史・人文・社会科学、美術史、文化・イメージ・メディア学といった学問分野の機関及び博物館・文化施設を代表するものとされている（同条第3項）。委員の任期は、5年である（同条第4項）。財団諮問委員会における男性及び女性の数は同数とされている（同項）。

財団諮問委員会は、評議員会及び執行部に助言する権限を有している（同条第5項）。財団諮問委員会の委員にも給与が支払われない（第10条）。

4 その他の規定（第11条以下）

法フォーラム財団は、連邦司法・消費者保護省の法的監督⁽⁶⁵⁾下に置かれる（第11条第1項）。評議員会は、財団の活動及び計画に関する報告書を2年ごとに公表する（第12条）。財団の職員は、原則として私法上の労働契約に基づく被用者（Arbeitnehmer/-in）とするが、官吏（Beamte/Beamtin）を擁することも可能である⁽⁶⁶⁾（第13条）。展示などを通して実際に市民へのサービスを行うミュージアムとしての法フォーラムへの入場は無料とされるが（第14条第1項）、財団は、その施設の利用のための料金及び特別な行事の参加のための料金を徴収することができる（同条第2項）。

おわりに

法フォーラム法の制定により法フォーラム財団の設立が決定され、2019年夏には財団の評議員会が活動を開始し、財団代表に法制史の学者であるヘンリケ・クラウセン（Henrike Claussen）ニュルンベルク裁判記念館（Memorium Nürnberger Prozesse）館長を任命した⁽⁶⁷⁾。

カールスルーエにおける法フォーラムの開館の予定は、当初2026年とされていたが、評議員会議長であるリンベルク連邦通常裁判所長官によれば、2030年にずれ込むかもしれないとのことである⁽⁶⁸⁾。

(65) 「法的監督（Rechtsaufsicht）」とは、行政活動（Verwaltungstätigkeit）の合法性に関する監督である。国家機関による監督（Staatsaufsicht）としては、法的監督のほか、裁量判断の妥当性に関する専門監督（Fachaufsicht）がある。Carl Creifelds, Hrsg., begründet von, Klaus Weber, *Rechtswörterbuch*, 23, neu bearbeitete Aufl., München: C.H. Beck, 2019, S.1333.

(66) ドイツにおいて公務を遂行する身分には、官吏と被用者の2種類がある。官吏は、基本法第33条第4項に規定する高権（Hoheit. 国家がその任務遂行のために保有する、個人又は公衆に対して一方的に拘束性のある規制及び命令を行う権限。）の行使を許された公法上の勤務関係及び忠誠関係にある公務員である。主に、警察、消防、司法、財務等の分野で官吏が雇用される。被用者は、主に保健等の社会的分野や技術的な職種において雇用され、私法上の労働契約に基づく職員（Tarifbeschäftigte）である。ただし、これらは原則であり、実際にはその区分は流動的である。Bundesministerium des Innern, *Der öffentliche Dienst des Bundes*, 2014, S.36-38. <https://www.bmi.bund.de/SharedDocs/downloads/DE/publikationen/themen/oeffentlicher-dienst/oed.pdf?jsessionid=BE1CC725F01548D66E9ED15751855DCF2_cid295?__blob=publicationFile&v=4>; 山口和人「ドイツ公務員制度の諸問題」『レファレンス』764号, 2014.9, p.6. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8752134_po_076401.pdf?contentNo=1>

(67) „Die Vorbereitung der Planung begint.“ 2020.10.20, Legal Tribune Online website <<https://www.lto.de/recht/hintergruende/h/forum-recht-rechtsstaat-leipzig-karlsruhe-kuratorium-eroeffnung/>>

(68) *ibid.*

法フォーラムの類似の施設として、チリ⁽⁶⁹⁾やカナダ⁽⁷⁰⁾の博物館が挙げられることがあるが⁽⁷¹⁾、これらの施設と異なり、過去の不法な人権侵害を顧みることよりも未来を志向している⁽⁷²⁾とされる法フォーラムがどのような形で開館するのか注目されるところである。

(やまおか のりお)

(69) 記憶・人権博物館 (Museo de la Memoria y los Derechos Humanos)。首都サンティアゴに所在し、ピノチェト (Augusto Pinochet) 大統領時代の人権侵害に関する展示を行っている。<<https://www3.museodelamemoria.cl/>>

(70) カナダ人権博物館 (Canadian Museum for Human Rights)。マニトバ州ウィニペグに所在し、人権に関する理解を深めるため、カナダを中心とする人権の問題に関する展示を行っている。<<https://humanrights.ca/>>

(71) *Wir müssen reden: über den Rechtsstaat und das Recht: Konzept und Machbarkeitsstudie für das Forum Recht in Karlsruhe*, op.cit.(34), S.5.

(72) „Projekt “Forum Recht” in Karlsruhe: Keine Vitrine für das Grundgesetz.“ 2018.7.30. Legal Tribune Online website <<https://www.lto.de/recht/hintergruende/h/projekt-forum-recht-karlsruhe-museum-rechtsstaat-erlebbar/>>

「法フォーラム財団」を設立する法律（法フォーラム法）

Gesetz zur Errichtung der „Stiftung Forum Recht“ (Forum-Recht-Gesetz - ForumRG)
vom 13. Mai 2019 (BGBl. I S. 731)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 海外立法情報調査室主任 泉 眞樹子訳
調査及び立法考査局ドイツ法研究会訳*

【目次】

- 第 1 条 財団の名称、所在地及び法的形態、印章並びに支部
- 第 2 条 財団の目的
- 第 3 条 連邦機関による支援
- 第 4 条 財団の財産、設立地
- 第 5 条 定款
- 第 6 条 財団の機関
- 第 7 条 評議員会
- 第 8 条 執行部
- 第 9 条 財団諮問委員会
- 第 10 条 名誉職の活動
- 第 11 条 監督、財務、会計検査
- 第 12 条 報告
- 第 13 条 職員
- 第 14 条 無料の入場、料金
- 第 15 条 施行

第 1 条 財団の名称、所在地及び法的形態、印章並びに支部

- (1) 「法フォーラム財団 [Stiftung Forum Recht]」の名称の下、カールスルーエ⁽¹⁾を所在地 [Sitz] とする連邦直属の公法上の財団法人⁽²⁾を設立する。この財団は、この法律の施行をもって

* この翻訳は、Gesetz zur Errichtung der „Stiftung Forum Recht“ (Forum-Recht-Gesetz - ForumRG) vom 13. Mai 2019 (BGBl. I S. 731) <<https://www.gesetze-im-internet.de/forumrg/>> を訳出したもので、ドイツ法研究会の 2019 年 12 月から 2020 年 10 月までの活動の成果である。当会のメンバー（当時）は、泉眞樹子、渡邊富久子、山岡規雄、藤原佑記、藤戸敬貴、大湖彬史、針谷晃平、瀬古雄祐、鈴木良典、神足祐太郎、千田和明、山本真生子、宍戸真梨、堀内雄斗、藤田順、栗原稜、青木ふみである。訳文中 [] は訳者が原語又は訳文を補記したものである。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021 年 4 月 26 日である。

(1) カールスルーエ (Karlsruhe, バーデン＝ヴュルテンベルク州) は、連邦憲法裁判所及び連邦通常裁判所（後掲注 (17)）の所在地である。法案説明では、カールスルーエは法の都 (Residenz des Rechts) と称されている (Deutscher Bundestag, Drucksache, 19/8263 (Gesetzentwurf der Fraktionen CDU/CSU, SPD, FDP und BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN), S.10. <<http://dipbt.bundestag.de/dip21/btd/19/082/1908263.pdf>>)。

(2) 連邦直属の公法上の財団法人 (rechtsfähige bundesunmittelbare Stiftung des öffentlichen Rechts) という法形態によって、「法フォーラム法」が目的とする独立性と内容指向、継続的な連邦からの資金援助と寄附 (Zustiftungen) を受ける出捐 (えん) 財団 (Zuwendungsstiftung) としての財団を形成することが可能になる。ibid., S.11. 連邦に直

成立する⁽³⁾。

(2) 財団は、公式印章〔Dienstsiegel〕として、「法フォーラム財団」と刻印された小連邦印章⁽⁴⁾を用いる⁽⁵⁾。

(3) 財団は、ライプツィヒ⁽⁶⁾に支部〔Standort〕を設置する⁽⁷⁾。

第2条 財団の目的

(1) 財団の目的は、市民参加を目指すコミュニケーション、インフォメーション及びドキュメンテーションのフォーラムにおいて、機能的で活力のある民主主義の基本的前提条件として、ドイツ連邦共和国における法及び法治国家に関する現在の問題を取り上げ、並びにこれらの問題を現実及び仮想空間での展示及び活動において全ての社会集団にとって体験可能なものとする事である。その際、歴史的な関係、欧州との関係及び国際的な関係に、適切に留意しなければならない。

(2) 特に次に掲げることが、この目的の達成に資する。

1. 法及び法治国家の問題に取り組むための、法フォーラムにおける展示の整備、維持管理及び開発
2. 連邦及び州における協力パートナー用の意見交換フォーマットの開発及び用意
3. 行事、インターネット及び仮想現実におけるメディアサービス並びに教育サービス講習の実施⁽⁸⁾
4. 調査研究、ドキュメンテーション及び出版
5. 広報活動
6. 国の、欧州の及び国際的な組織及び施設との協力

(3) 財団は、専ら、直接的に公課法⁽⁹⁾の「租税優遇目的」の節にいう公益目的⁽¹⁰⁾を追求する。

属している（Bundesunmittelbarkeit）とは、連邦によって設立され、その監督下にあることをいう。Michael Sachs, Hrsg., *Grundgesetz: Kommentar*, 8. Aufl., München: C.H. Beck, 2018, S.1737.

(3) 「法フォーラム」がカールスルーエ（法の都）を本拠地とすることにより、この機関の重要性が強調され、これは、支部をライプツィヒ（後掲注(6)）に置くことによっても強化される。*ibid.*

(4) 小連邦印章の意匠は、連邦鷲（Bundesadler）に、その公式印章を用いる官庁の名を記したものである。公式印章令（Erlaß über die Dienstsiegel in der im Bundesgesetzblatt Teil III, Gliederungsnummer 1130-2, veröffentlichten bereinigten Fassung <<https://www.gesetze-im-internet.de/dsiegelerl/index.html>>）は、大連邦印章と小連邦印章の意匠とサイズを定め、それぞれを用いる者を定める。大連邦印章（文字のない連邦鷲を冠で囲んだもの）は、連邦大統領、連邦首相、連邦大臣、連邦会計検査院、ドイツ連邦銀行頭取等、連邦議会議長及び連邦参議院議長、連邦憲法裁判所、連邦の最高裁判所、連邦の上級裁判所が用い（同令第2条）、小連邦印章は、その他の全ての連邦官庁、ドイツ連邦銀行とその文書官吏が用いる（同令第3条）。公式印章の作成、公用印刷物や公用標識への連邦鷲の使用については、次の行政規則が指針を定める。Richtlinien für die Anfertigung von Dienstsiegeln und Verwendung des Bundesadlers auf amtlichen Schildern und Drucksachen <http://www.verwaltungsvorschriften-im-internet.de/bsvwvbund_04031950_V1b110724.htm>

(5) 公式印章は、財団の公式声明又は宣言に文書としての価値を与える。Deutscher Bundestag, *op.cit.*(1), S.11.

(6) ライプツィヒ（Leipzig, サクセン州）は、連邦行政裁判所（後掲注(20)）の所在地である。

(7) 東部ドイツ（旧ドイツ民主共和国（Deutsche Demokratische Republik: DDR）の領域）に財団の拠点を一つ置くことについては、2018年10月18日のドイツ連邦議会の決議（Deutscher Bundestag, *Drucksache* 19/5047; Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll* 19/58, S.6461 B）を参照。Deutscher Bundestag, *op.cit.*(5)

(8) 法フォーラムは、従来型の行事、教育サービス講習に加え、インターネット及び仮想現実上でのメディアサービスを提供するが、これは、特に若者がインターネット等で法を話題にすることが多いためである。*ibid.*

(9) Abgabenordnung in der Fassung der Bekanntmachung vom 1. Oktober 2002 (BGBl. I S. 3866; 2003 I S. 61) <https://www.gesetze-im-internet.de/ao_1977/index.html>

(10) 公課法第3章「租税優遇目的（Dritter Abschnitt Steuerbegünstigte Zwecke）」（第51条～第68条）の第52条「公益目的」に規定する。

第3条 連邦機関による支援

財団は、その目的を達成するに当たり、連邦機関、特にドイツ連邦共和国歴史館⁽¹¹⁾、ドイツ歴史博物館⁽¹²⁾及び連邦公文書館⁽¹³⁾によって支援される⁽¹⁴⁾。

第4条 財団の財産、設立地

- (1) 財団は、固有の財産を有する。
- (2) 財団は、その目的を達成するに当たり、各年度の連邦予算の定めるところに従い、連邦の交付金を受ける。
- (3) 財団は、第三者から出捐（えん）⁽¹⁵⁾を受領する権限を有する。財団の目的の達成を妨げるような条件と結び付かない場合に限り、受領することができる⁽¹⁶⁾。
- (4) 財団の財産からの収益及び他の収入は、財団の目的のためにのみ使用されなければならない。
- (5) 法フォーラム（第2条第2項第1号）は、カールスルーエの連邦通常裁判所⁽¹⁷⁾の建物に隣接した、カール通り [Karlstraße]、クリーク通り [Kriegsstraße]、ヘレン通り [Herrenstraße]、リッター通り [Ritterstraße] 及びブルーメン通り [Blumenstraße] で囲まれた敷地に建設される⁽¹⁸⁾。カールスルーエにおける建設計画及びライプツィヒにおける施設設置は、統一的不動産管理⁽¹⁹⁾の枠組みで実施される。

第5条 定款

財団は、評議員会によって議決される定款を作成する。

第6条 財団の機関

財団の機関は、次のとおりとする。

- (11) ドイツ連邦共和国歴史館（Haus der Geschichte der Bundesrepublik Deutschland）は、1945年以降のドイツ現代史を伝え、この時代の資料を包括的に収集する。„Geschichte erleben: Eine Stiftung, vier Museen.“ Stiftung Haus der Geschichte der Bundesrepublik Deutschland website <<https://www.hdg.de/stiftung>>
- (12) ドイツ歴史博物館（Deutsches Historisches Museum）は、1987年に当時の西ドイツ（ドイツ連邦共和国）によって、ベルリン市制750周年を記念して、ベルリンに設立された。1990年の東西ドイツ統一に伴い、東ドイツ（DDR）の中央歴史博物館であるドイツ歴史博物館（Museums für Deutsche Geschichte: MfDG）の建物とコレクションも移管され、中世からの1500年にわたる歴史博物館となった。„Über uns.“ Deutsches Historisches Museum website <<https://www.dhm.de/museum/ueber-uns/>>
- (13) 連邦公文書館（Bundesarchiv）は、中世から現代に至る歴史的資料とともに、ほとんどの連邦機関の公文書を管理する。泉眞樹子「ドイツ連邦公文書館における公文書の管理と利用—2017年連邦公文書館法制定—」『外国の立法』No.281, 2019.9, pp.23-58. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11345898_po_02810002.pdf?contentNo=1>
- (14) 財団の目的を達成するために、学術的な知見に基づいた情報提供に必要な資料を持っている連邦機関の支援（特に連邦公文書館）が必要であり、また、ボンのドイツ連邦共和国歴史館とベルリンのドイツ歴史博物館による助言が不可欠であると説明されている。Deutscher Bundestag, *op.cit.*(1), S.12.
- (15) 出捐（Zuwendungen）には、金銭によるものと現物によるものがある。具体例として、財団資産への寄附や、州（特に財団の本部又は支部の所在地を管轄する州）による出捐がある。 *ibid.*, S.10.
- (16) 条件を伴う出捐（例えば、協賛スポンサーの場合など）の受領は、財団の目的が危険にさらされない場合に限り、許容される。財団の目的が危険にさらされる場合とは、出捐の受領が財団の独立性を損なうような条件となる場合、又は財団の外観を出捐者若しくは第三者の利益のために恒久的に変更しなければならない場合をいう。 *ibid.*
- (17) 連邦通常裁判所（Bundesgerichtshof）は、民刑事事件に関する連邦の最高裁判所である。カールスルーエに所在する。山田晟『ドイツ法律用語辞典 改訂増補版』大学書林, 1993, p.120.
- (18) この立地は、財団が通常の司法業務に密接に関連していることを表している。Deutscher Bundestag, *op.cit.*(1), S.10.
- (19) 統一的不動産管理（einheitliches Liegenschaftsmanagement: ELM）とは、連邦政府が所有する不動産の連邦不動産庁（Bundesanstalt für Immobilienaufgaben: BImA）による管理をいう。„Das Einheitliche Liegenschaftsmanagement“ Bundesanstalt für Immobilienaufgaben website <<https://www.bundesimmobilien.de/dienstliegenschaften-dce30ff54c444bee>>

1. 評議員会 [Kuratorium]
2. 執行部 [Direktorium]
3. 財団諮問委員会 [Stiftungsbeirat]

第7条 評議員会

(1) 評議員会には、次の各号に掲げる機関により、各5年の任期で、それぞれ当該各号に定める人数の評議員が派遣され、再任は、これを妨げない。

1. ドイツ連邦議会 11名
2. 連邦司法・消費者保護省及び連邦内務・建設・国土省 各1名
3. カールスルーエ市及びライプツィヒ市 各1名
4. 連邦憲法裁判所 1名
5. 連邦通常裁判所及び連邦行政裁判所⁽²⁰⁾ 各1名
6. 連邦通常裁判所に置かれる連邦検事総長 [連邦検察局]⁽²¹⁾ 1名
7. 連邦弁護士会⁽²²⁾ 1名
8. 州の法務行政官庁 計1名

財団諮問委員会委員長は、職権に基づき、評議員とする。いずれの評議員についても、事故がある場合に備え、代理評議員が指名されなければならない。指名は、派遣する権限を有する機関が行う。代理評議員にも事故がある場合には、表決権は、評議員会を構成する他の評議員又は代理評議員が行使することができる。この場合、[事故のある]評議員は、評議員会議長 [Vorsitzende] に対する宣誓により、他の評議員又は代理評議員へ全権を委任する。評議員会においては、女性及び男性の数は、同数とするものとする⁽²³⁾。

(2) ドイツ連邦議会から派遣される評議員 (第1項第1文第1号) は、各会派により各会派の所属議員数に比例して派遣される。各会派に分配される評議員 [の数] を決定する際は、サン＝ラグ / シェーパース式⁽²⁴⁾ が適用されなければならない。ドイツ連邦議会により派遣される評議員は、全派遣期間を通じて、ドイツ連邦議会の議員でなければならない。

(20) 連邦行政裁判所 (Bundesverwaltungsgericht) は、行政事件に関する最高裁判所である。2002年から、ライプツィヒにある旧ドイツ帝国最高裁判所の建物を庁舎としている。山田 前掲注 (17), p.128; „Das Gericht.“ Bundesverwaltungsgericht website <<https://www.bverwg.de/das-gericht>>

(21) ドイツでは、各裁判所に検察局 (Staatsanwaltschaft) が設置され (裁判所構成法 (Gerichtsverfassungsgesetz (GVG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 9. Mai 1975 (BGBl. I S. 1077) <<https://www.gesetze-im-internet.de/gvg/>>) 第141条)、連邦検事総長 (Generalbundesanwalt) 及び連邦検事 (Bundesanwälte) が、連邦通常裁判所で検察局の職務を行使する (同法第142条)。組織としては、連邦司法・消費者保護省の監督下にある (同法第147条)。

(22) 連邦弁護士会 (Bundesrechtsanwaltskammer: BRAK) は、連邦弁護士法 (Bundesrechtsanwaltsordnung (BRAO) in der im Bundesgesetzblatt Teil III, Gliederungsnummer 303-8, veröffentlichten bereinigten Fassung <<https://www.gesetze-im-internet.de/brao/>>) の第175条から第178条までの規定により設立され、27の地域の弁護士会 (Rechtsanwaltskammer) 及び連邦通常裁判所弁護士会 (Rechtsanwaltskammer beim Bundesgerichtshof: BGH) で構成される。ドイツでは弁護士は地域の弁護士会 (同法第60条～第62条) に属し、連邦通常裁判所に認可された弁護士は連邦通常裁判所弁護士会に属する (同法第174条)。

„Organisation.“ BRAK website <<https://www.brak.de/die-brak/organisation/>>

(23) 評議員会における男女同数に関して、連邦政府の代表者及び連邦検事局については、連邦委員会構成法 (Gesetz über die Mitwirkung des Bundes an der Besetzung von Gremien (Bundesgremienbesetzungsgesetz - BGremBG) vom 24. April 2015 (BGBl. I S. 642) <https://www.gesetze-im-internet.de/bgrembg_2015/index.html>) 第4条「監督委員会の要件」(男女同数を規定) 及び第5条「重要な委員会の要件」(女性と男性の均等な代表性創出努力義務を規定) を遵守しなければならない。Deutscher Bundestag, *op.cit.* (1), S.13.

(24) ドイツ連邦議会選挙で用いられる議席の配分方式。各党の得票数を配分基数で除して算出 (端数は四捨五入) する。詳細は、次を参照。„Sainte-Laguë/Schepers.“ Der Bundeswahlleiter website <<https://www.bundeswahlleiter.de/en/service/glossar/s/sainte-lague-schepers.html>>; 国立国会図書館調査及び立法考査局『諸外国の下院の選挙制度』(調査資料 2015-1-c 基本情報シリーズ 22) 2016.3, pp.26, 39. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9917795_po_201501c.pdf?contentNo=1>

- (3) 派遣権限を有する機関は、当該機関によって派遣された評議員をいつでも解任することができる。評議員又は代理評議員が辞任した場合、5年〔の派遣期間〕を満了するまでの残りの期間は、新しい評議員又は新しい代理評議員が派遣されなければならない。
- (4) 派遣された評議員の半数以上が出席し、又は代理出席する場合、評議員会は議決することができる。
- (5) 連邦司法・消費者保護省から派遣された評議員は、この法律の施行から1か月〔経過〕以降に評議員会の構成会議を招集する⁽²⁵⁾。評議員会は、10名の評議員が派遣され次第、活動することができる⁽²⁶⁾。
- (6) 評議員会は、評議員から議長及び副議長を選出する。議長は、評議員会を招集し、会議を主宰する。議長は、財団代表〔Direktor/in〕及び財団副代表が任命されていない限りにおいて⁽²⁷⁾、財団の業務を執行し、裁判上及び裁判外で財団を代表する。
- (7) 評議員会は、財団諮問委員会の意見を聴取して、5年の任期で、財団代表及び財団副代表を任命する。〔財団代表及び財団副代表の〕再任は可能である⁽²⁸⁾。財団代表及び財団副代表は、重大な事由がある場合、財団諮問委員会の意見を聴取した評議員会の議決によって、解任することができる。
- (8) 評議員会は、財団の全ての基本的な問題、特に、定款、計画策定の基本方針、予算及び監査人の任命について議決する。これらについて、執行部は、株式法第90条第1項第1文⁽²⁹⁾に準じて、評議員会に報告しなければならない。
- (9) 定款及びその改定の議決は、評議員の票の3分の2の多数を要する。それ以外の場合には、議決は、投票の過半数を要する。定款で、その他の決定のために特別多数決を定めることができる。同数得票のときは、議長本人の投票をもって決定する。
- (10) 財団代表は、審議権を有して⁽³⁰⁾、評議員会の会議に出席するものとする⁽³¹⁾。
- (11) 評議員会は少なくとも年に1回開催される。議長は、財団代表からの請求、評議員の3分の1以上からの請求又は財団諮問委員会からの請求により、評議員会の会議を招集しなければならない⁽³²⁾。
- (12) 細目は、定款で定める。

(25) 招集まで1か月間以上とする規定は、全ての機関が評議員を派遣するのに十分な時間を確保することを目的とする。Deutscher Bundestag, *op.cit.*(1), S.13.

(26) 10名の評議員が任命されれば評議員会が活動できるとの第2文の規定は、派遣権限を有する機関が評議員の派遣を行わないことによって、評議員会活動の開始を故意に遅らせることを防ぐためのものである。*ibid.*

(27) これは、両役職が空席である場合、すなわち設立時又は財団代表及び財団副代表両方が退任した場合をいう。*ibid.*

(28) 成果を上げている業務を継続するために、再任を可能とする。*ibid.*

(29) 株式法（Aktiengesetz vom 6. September 1965 (BGBl. I S. 1089) <<https://www.gesetze-im-internet.de/aktg/>>）第90条は、取締役会（Vorstand）が監査役会（Aufsichtsrat）に対して報告しなければならない事項を規定する。

(30) 審議権（beratende Stimme）を有するということは、表決権（Stimmrecht）を有しないことを意味する。山田前掲注(17), p.81.

(31) 評議員会は、必要に応じて、評議員以外の者の出席を求めることができ、これには明文上の法的根拠を要しない。Deutscher Bundestag, *op.cit.*(1), S.14.

(32) 評議員会の追加会議の開催についての規定である。評議員会の3分の1の請求は、財団の指導機関の自己集会の権利に相応したものである。また、財団代表には、必要に応じて評議員会に審議を求める権利、場合によっては決議を求める権利が付与されなければならない。財団諮問委員会も同様である。これは、財団の多元的な性格を明確に示すものである。*ibid.*

第8条 執行部

- (1) 執行部は、財団代表1名及び財団副代表1名で構成される⁽³³⁾。
- (2) 財団代表は、財団の業務を執行する。財団代表は、評議員会の議決を執行し、全ての財団の案件について、評議員会がそれに関する権限を有しない限りにおいて、決定する。財団代表は、裁判上及び裁判外で財団を代表する。財団代表が任命されていない場合又は財団代表に事故がある場合には、財団副代表がこれらの権限を行使する⁽³⁴⁾。
- (3) 財団代表は、極めて重要な法律行為及び行為については、評議員会議長の同意を要する。これは、特に5万ユーロ⁽³⁵⁾を超える組織設立、出資及び投資に関する決定をいう⁽³⁶⁾。
- (4) 細目は、定款で定める⁽³⁷⁾。

第9条 財団諮問委員会

- (1) 財団諮問委員会は、20名以上30名以下の委員で構成される⁽³⁸⁾。財団諮問委員会の委員は、その者を任命した機関又は学術分野の代表者であるとともに、市民社会の代表でもある⁽³⁹⁾。
- (2) 法フォーラム支援協会⁽⁴⁰⁾、ドイツ弁護士協会⁽⁴¹⁾、ドイツ裁判官連盟⁽⁴²⁾、新裁判官連合⁽⁴³⁾及びドイツ女性法曹協会⁽⁴⁴⁾は、委員を1名ずつ財団諮問委員会に派遣する⁽⁴⁵⁾。
- (3) 評議員会は、その他の財団諮問委員会の委員を選出する。当該委員は、特に、市民社会運動の集団並びに法学分野、歴史・人文・社会科学分野、美術史分野及び文化・イメージ・メディア学分野の機関並びに博物館及び文化施設を代表するものとする⁽⁴⁶⁾。選出は、各々

(33) 執行部は、男女均等な (geschlechterparitätisch) 構成とする。 *ibid.*

(34) 財団代表は事業の構想に関する業務を担当し、財団副代表は予算・財務・組織・人事に関する業務を担当する。財団代表は、対外的な関係において代表権を持つ。 *ibid.*

(35) 1ユーロは、約129.7円 (令和3年5月分報告省令レート)。

(36) 評議員会議長の同意を財団代表が得ることは、財団の保護と同様に財団代表の保護にも有益である。極めて重要な法律行為及び行為とは、例えば、財団にとって短期的だけではない拘束を意味し、又は原則的な問題に対する評議員会の権限に触れるものであるために、第2文に規定する例 (5万ユーロを超える事業の決定) と同様の影響を財団へ与えるものをいう。 *Deutscher Bundestag, op.cit.(1), S.14.*

(37) 定款では、財団副代表が自らの担当分野において代表権を有することを規定することができる。 *ibid.*

(38) 財団諮問委員会の人数は、専門家と社会集団の両方を代表するために必要な規模であり、委員は市民社会を代表する。 *ibid.*

(39) 財団諮問委員会は、市民社会側と、学術及び実務の専門家側との交流を促す役割を果たす。 *ibid.*

(40) 法フォーラム支援協会 (Förderverein FORUM RECHT e. V.) は、2015年に始まった法フォーラム設立運動の過程において、法フォーラム設立支援を目的として、2018年にカールスルーエ市で設立された社団法人 (e. V.) である。 „Ihre Stimme für den Rechtsstaat: Mitglied werden im Förderverein FORUM RECHT e.V.“ Forum Recht Karlsruhe website <<https://www.forum-recht-karlsruhe.de/wp-content/uploads/2019/05/FlyerFoerderverein-Forum-Recht-eV.pdf>>

(41) ドイツ弁護士協会 (Deutscher Anwaltverein e. V.) は、任意加盟の弁護士組織である。国内外の250以上の地域の弁護士協会 (Anwaltvereinen) に属する62,000人の弁護士が加盟している。 „Anwalt der Anwälte: Interessenvertreter der deutschen Anwaltschaft.“ Deutscher Anwaltverein website <<https://anwaltverein.de/de/interessenvertretung/anwalt-der-anwalte>>

(42) ドイツ裁判官連盟 (Deutscher Richterbund e. V.) は、ドイツの裁判官及び検察官の25の職業団体 (16の州連盟、連邦最高裁判所 (連邦通常裁判所・連邦検察、連邦労働裁判所、連邦財政裁判所、連邦社会裁判所、連邦特許裁判所) の5連盟及び専門裁判所 (労働、財政、社会、軍事裁判) の4連盟) を傘下に置く組織であり、17,000人以上が加盟している。 „Organisation.“ Deutsche Richterbund website <<https://www.drb.de/drb/>>

(43) 新裁判官連合 (Neue Richtervereinigung e. V.) は、ドイツの裁判官及び検察官の団体で、行政府から独立した権力として司法権を再編し、強化することと、司法業務の内部民主化を目的に掲げる。 „Startseite.“ Neue Richtervereinigung website <<https://www.neuerichter.de/startseite/ueber-uns.html>>

(44) ドイツ女性法曹協会 (Deutscher Juristinnenbund e. V.) は、1948年に設立された独立系の女性政治団体で、女性の法律家、経済学者、経営者が参加する。その活動は、法の更なる発展を通じて男女平等を実現することに向けられている。 Deutscher Juristinnenbund e.V. (djb) website <<https://www.djb.de/>>

(45) これらの組織は、重要な職業団体 (Berufsverbände) 及び支援団体 (Förderverein) であり、諮問委員会に派遣する委員は、これらの組織が自ら決定する。 *Deutscher Bundestag, op.cit.(1), S.14.*

(46) 多元的構成は、財団の革新能力を確保することを目的とする。 *ibid.*, S.15.

の運動団体、機関及び施設の提案に基づき行われる。

- (4) 委員の任期は、5年とする。再任は、1度のみ認められる。財団諮問委員会においては、女性及び男性の数は、同数とするものとする。
- (5) 財団諮問委員会は、委員長及び副委員長を選出する。財団諮問委員会は、評議員会及び執行部に助言する⁽⁴⁷⁾。
- (6) 細目は、定款で定める。

第10条 名誉職の活動

評議員及び財団諮問委員会の委員は、その活動が無給で行う⁽⁴⁸⁾。旅費及び他の出費の払戻しについては、直接連邦行政機関⁽⁴⁹⁾に適用される規定に従う。

第11条 監督、財務、会計検査

- (1) 財団は、連邦司法・消費者保護省の法的監督⁽⁵⁰⁾の下に置かれる。
- (2) 財団の予算・金庫・会計制度及び決算には、直接連邦行政機関に適用される規定を適用する⁽⁵¹⁾。財団の予算執行及び財務運営は、連邦会計検査院による検査に服する。連邦司法・消費者保護省は、[財団の]会計を検査する⁽⁵²⁾。

第12条 報告

評議員会は、財団の活動及び計画に関する公衆がアクセス可能な報告書⁽⁵³⁾を、2年ごとに公表する。

第13条 職員

- (1) 財団は、原則として、被用者⁽⁵⁴⁾を雇用する。その雇用関係において、連邦の被用者に対

(47) 財団諮問委員会は、独自の決定権限を持たない。 *ibid.*

(48) この規定は、財団組織における活動が無償で行われることを明確にするものである。 *ibid.*

(49) 直接連邦行政機関 (unmittelbare Bundesverwaltung) は、組織の最下層まで連邦官吏を擁し、連邦が運営する連邦行政機関 (Bundesverwaltung) をいう。連邦行政機関は、基本法第86条等という外務、連邦軍、連邦警察、連邦財政等の連邦固有の行政 (bundeseigene Verwaltung) を遂行する連邦の官庁等である。なお、連邦行政機関については、直接連邦行政機関 (unmittelbare Bundesverwaltung) と、公法上の社团 (Körperschaft) 及び営造物 (Anstalt) による間接連邦行政機関 (mittelbare Bundesverwaltung) とに分けられる。 „Bundesverwaltung.“ Bundeszentrale für politische Bildung website <<https://www.bpb.de/nachschlagen/lexika/politiklexikon/17259/bundesverwaltung>>

(50) 「法的監督 (Rechtsaufsicht)」とは、行政活動 (Verwaltungstätigkeit) の合法性に関する監督である。国家機関による監督 (Staatsaufsicht) としては、法的監督のほか、裁量判断の妥当性に関する専門監督 (Fachaufsicht) がある。 Carl Creifelds, Hrsg., begründet von, Klaus Weber, *Rechtswörterbuch*, 23, neu bearbeitete Aufl., München: C.H. Beck, 2019, S.1333.

(51) 財団の予算・金庫・会計制度及び決算には、連邦予算法 (Bundeshaushaltsordnung vom 19. August 1969 (BGBl. I S. 1284) <<https://www.gesetze-im-internet.de/bho/>>) 及び関連行政規則が適用される。 Deutscher Bundestag, *op.cit.*(1), S.15.

(52) 連邦予算法第109条第2項第1文「連邦直属の公法上の法人 (bundesunmittelbaren juristischen Person des öffentlichen Rechts) の会計並びに予算執行及び財務運営は、第111条に規定する連邦会計検査院による検査とは別に、法律又は定款により規定された機関による検査を受けなければならない。」により、この規定が必要とされる。 *ibid.*

(53) 法フォーラムは、連邦直属の公法上の財団 (bundesunmittelbare Stiftung des öffentlichen Rechts) として設立されているため、財団の活動とそのプロジェクトの広報は、透明性確保のためにも重要である。報告書は、事後のレビュー (Rückschau) だけでなく、今後のプロジェクト計画 (Vorhabenplanungen) をも含めるものでなければならない。 *ibid.*

(54) ドイツにおいて公務を遂行する身分には、官吏 (Beamte/Beamtin) と被用者 (Arbeitnehmer/in) の2種類がある。官吏は、基本法第33条第4項に規定する高権 (Hoheit. 国家がその任務遂行のために保有する、個人又は公衆に対して一方的に拘束性のある規制及び命令を行う権限。) の行使を許された公法上の勤務関係及び忠誠関係にある公務員である。主に、警察、消防、司法、財務等の分野で官吏が雇用される。被用者は、主に保健等の社会的分野や技術的な職種において雇用され、私法上の労働契約に基づく職員 (Tarifbeschäftigte) である。ただし、これらは原則であり、実際にはその区分は流動的である。 Bundesministerium des Innern, *Der öffentliche Dienst des Bundes*, 2014, S.36-38. <https://www.bmi.bund.de/SharedDocs/downloads/DE/publikationen/themen/oeffentlicher-dienst/oed.pdf?jsessionid=BE1CC725F01548D66E9ED15751855DCF2_cid295?__blob=publicationFile&v=4>; 山口和人「ドイツ公務員制度の諸問題」『レファレンス』764号, 2014.9, p.6. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8752134_po_076401.pdf?contentNo=1>

してその時々には有効な労働協約及び他の規定が適用されなければならない。第2文は、職業訓練生に準用される。

- (2) 財団は、官吏を擁する権利を有する⁽⁵⁵⁾。最高公務官署⁽⁵⁶⁾は、評議員会とする。連邦官吏法第144条第1項⁽⁵⁷⁾にいう監督を所管する連邦最高官庁は、連邦司法・消費者保護省とする。

第14条 無料の入場、料金

- (1) 法フォーラムへの入場は、無料とする⁽⁵⁸⁾。
- (2) 財団は、財団施設の利用のための料金及び特別な行事への参加のための料金を徴収することができる。
- (3) 細目は、定款で定める。

第15条 施行

この法律は、公布の日の翌日から施行する⁽⁵⁹⁾。

(55) 連邦官吏法 (Bundesbeamtengesetz (BBG) vom 5. Februar 2009 (BGBl. I S. 160) <http://www.gesetze-im-internet.de/bbg_2009/>) 第2条に規定する官吏雇用資格 (Dienstherrenfähigkeit) を、財団に認める規定である。被用者を雇用するものとした第1項第1文の原則にかかわらず官吏の雇用を決定する場合、その決定は、立法者の基本決定及び官吏として雇用し得る場合を定めた連邦官吏法第5条を考量し、その義務に応じた裁量によって、財団が行う。Deutscher Bundestag, *op.cit.*(1), S.16.

(56) 最高公務官署 (oberste Dienstbehörde) とは、連邦官吏法第3条第1項の規定による、官吏が職責を負う業務分野の使用者 (Dienstherr) をいう。直接連邦行政機関においては、概ね連邦省である。„Oberste Dienstbehörde.“ dbb website <<https://www.dbb.de/lexikon/themenartikel/o/oberste-dienstbehoerde.html>>

(57) 連邦官吏法第144条「連邦最高官庁の決定権」第1項「連邦直属の公法上の社団、営造物又は財団が官吏の使用者である場合であって、本法又は官吏恩給法 (Beamtenversorgungsgesetz. <https://www.gesetze-im-internet.de/beamtv_g/>) の規定により、最高公務官署が決定を行うとき、監督を所管する連邦最高官庁は、当該決定を留保し、又は当該決定を自らの事前の同意に従わせることができる。連邦最高官庁は、また、当該決定のために拘束力を有する原則を策定することができる。」

(58) 関心がある者は誰でも入場できるよう、原則として入場無料とする。Deutscher Bundestag, *op.cit.*(1), S.16.

(59) 公布は2019年5月16日、施行は翌17日である。